

インターネットによる公有財産売却の公告について

公有財産の売却に係る一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び筑西市契約規則（平成17年市規則第42号）第4条第1項の規定により次のとおり公告します。

令和8年1月7日

筑西市長 設 楽 詠美子

1 一般競争入札に付する公有財産の概要

物件番号	財産名称	初年度登録	総排気量(L)	走行距離(km)	予定価格(円)	入札保証金(円)
R7-4-1	スズキ キャリイ 平成9年車	平成9年	0.65	84,614	10,000	1,000

備考1 予定価格とは、あらかじめ市が定めた最低売払価格をいう。

2 入札参加資格

本入札参加資格を有する者は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に掲げる一般競争入札に参加させることができない者に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に掲げる事項に該当する者として筑西市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 筑西市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第1号から第3号までに掲げる者でないこと。
- (4) 前項に掲げる公有財産に関する事務に従事する本市の職員でないこと。
- (5) 市税等を滞納していない者であること。
- (6) 日本国に住所及び連絡先がある者であること。
- (7) 筑西市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「市ガイドライン」という。）及びKS1官公庁オークションに関連する規約及びガイドラインの内容を承諾し、順守できる者であること。

(8) 市有財産の買受けについて一定の資格その他の条件を必要とする場合で、これらの資格等を有している者であること。

(9) 18歳以上の者であること。

3 入札参加の申込み

(1) 本入札への参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、令和8年1月14日（水）午後1時から令和8年2月3日（火）午後2時までの間に、紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」という。）により入札参加の仮申込みの手続を行うとともに、市が定める入札保証金をクレジットカードにより納付しなければならない。

(2) 入札参加希望者は、前号の仮申込みの手続を完了したうえで、令和8年2月3日（火）までに所定の申込書を持参又は郵送（郵送の場合は、令和8年2月3日（火）までの消印を有効とする。）により筑西市財務部管財課に提出しなければならない。

(3) 前号の期限までに申込書を提出しない者及び前項に規定する入札参加資格がないと認められる者は、この公告による入札に参加することができない。

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 売却システム上

(2) 期間 令和8年2月17日（火）午後1時から令和8年2月24日（火）午後1時まで

5 下見会

下見会は以下のとおり実施するものとする。

(1) 場所 筑西市役所 旧下館庁舎跡地駐車場（茨城県筑西市下中山732番地1）

(2) 実施期間 令和8年1月14日（水）午前9時から令和8年2月6日（金）午後5時まで
※ 土曜日、日曜日及び祝日を除く開庁日に限る。

下見会を希望する者は、次号に掲げる連絡先に希望日時を連絡すること。

(3) 連絡先 筑西市財務部管財課 (baikyaku@city.chikusei.lg.jp)

※ 車体等の傷及び積載品の確認については、下見会の際に行うこと。

なお、下見会で入札物件を確認しなくても入札には参加できるが、入札物件に関する全ての事項を了承されたものとみなす。

6 一般競争入札の場所及び期間

- (1) 場 所 売却システム上
- (2) 入札期間 令和8年2月17日（火）午後1時から令和8年2月24日（火）午後1時まで

7 入札方法

- (1) 売却システム上で入札価格（消費税及び地方消費税を含む。）を登録する。
なお、この登録は一度しか行うことができない。
- (2) 郵送又は持参による入札書の提出は、認めない。

8 入札保証金

- (1) 入札参加希望者は、市が定めた入札保証金をクレジットカードにより納付しなければならない。
- (2) 落札者の納付した入札保証金の全部又は一部を契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金は、落札者のものを除き入札期間終了後還付する。
- (4) 入札保証金には、利息を付さない。

9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 第2項に定める入札参加資格がないと認められる者がした入札
- (2) 虚偽の申請を行った者がした入札
- (3) 市ガイドラインに記載する無効な入札に該当する入札

10 落札者の決定方法

入札期間終了後、市は開札を行い、入札物件ごとに売却システム上の入札において、有効な入札を行った者のうち、入札価格が予定価格以上でかつ最高価格で入札した者を落札者とする。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定する。

落札者の決定に当たっては、落札者の売却システムIDで落札者の氏名（名称）とみなす。

11 契約に関する事項

- (1) 契約の締結期限

落札者は、令和8年3月3日（火）午後5時までに契約を締結しなければならない。

なお、落札者が契約締結期限までに契約しなかった場合は、売却の決定を取り消す。この場合において、市有財産売却の財産の所有権は、落札者に移転しない。また、納付された入札保証金は、返還しない。

- (2) 契約書作成の要否

要す

(3) 契約保証金

契約締結時に納付されている入札保証金の全部又は一部を契約保証金に充当することができ
る。また、契約保証金には、利息を付さない。

(4) 売払代金

契約保証金の全部又は一部を売払代金に充当することができる。

(5) 売払代金の残金の納入

落札者は、この契約締結日から令和8年3月10日（火）午後2時30分までに、売払代金
の残金を、本市の指定する銀行口座への振込み（振込手数料は、落札者の負担とする。）又は
本市の発行する納入通知書により納付しなければならない。

1 2 その他

- (1) 契約、引渡し等に要する費用は、全て落札者の負担とする。
- (2) 物件は、保管場所において現状有姿のまま引き渡すものとする。
- (3) 本公告文の記載内容その他の事項については、市ガイドラインに基づくものとする。
- (4) 抹消登録を行っているため、引渡しの際、自走する場合は、仮ナンバーを要する。また、落
札者は、引渡し後必ず名義変更登録手続を行い、登録が完了後速やかに登録識別情報等通知書
の写し及び受領書を筑西市財務部管財課に提出しなければならない。

1 3 問合せ先

名 称 筑西市財務部管財課

所 在 地 〒308-8616 茨城県筑西市丙360番地 筑西市役所本庁舎 4階

電話番号 0296-22-7677（直通）